

平成30年度 血圧計導入促進助成事業 実施要領

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 助成対象者

愛知県トラック協会の会員事業者で、平成30年4月1日以降に愛知県内に認可を受けた営業所に高機能な血圧計を購入（買取・割賦）する会員事業者（中小企業者※）を対象とする。

（※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。）

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。（型式一覧参照）

4. 予算額

470万円（94台分） ※予算（別添1）の範囲内で先着順とする。

5. 助成額（全トのみ）

全ト協助成額 血圧計の取得価格の1/2（上限50,000円）
1事業所あたり1台まで

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、平成30年6月1日～平成31年1月31日までとする。

※なお、上記期間内であっても、交付予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。（対象期間：平成30年4月1日～平成31年1月31日）

7. 申請方法・書類

①～⑤の書類を愛知県トラック協会 支援事業部へ郵送又は窓口にて提出する。

- ① 血圧計導入促進助成事業 申請書（様式1）
- ② 血圧計導入内訳書（様式2）
- ③ 請求書（写）
- ④ 領収書（写）
- ⑤ 事業報告の直近事業年度分（写） ※資本金、従業員の記載あるページ

8. 留意事項

(1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器（別添2）を助成対象とする。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、平成30年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品を除く）について助成対象とする。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

全ト協の助成は1事業所あたり1台までとし、血圧計の取得価格の1/2（上限5万円）とする。なお、取得価格に消費税は含まない。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5) 支払い時期について

上期・下期の2回に分けて支払いする。